

事 務 連 絡
令 和 6 年 1 月 2 日

各
石 川 県
富 山 県
新 潟 県
金 沢 市
富 山 市
新 潟 市
衛生主管課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

令和6年能登半島地震に伴い設置された避難所での食中毒対策について

今般、令和6年能登半島地震に伴い設置された避難所においては、高齢者や乳幼児を含め、多くの方が集団で近接して生活する状況にあるため、食中毒が発生した場合には大規模化、重篤化するおそれがあります。

つきましては、災害対策で多忙の中ではありますが、下記により食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について特段の御配慮をお願いします。なお、当課への報告、情報提供については、災害発生から当面の間、電話、メール等で差し支えないことを申し添えます。

記

- 1 継続的な避難所における食中毒予防について、「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」等を踏まえ、啓発をお願いします。
- 2 避難所で食中毒が発生した際には、食品衛生法第63条第3項に基づく速報対象に限らず、食中毒疑い調査の段階であっても、その後の予防対策に資するために、可能な限り初期段階での患者の発生状況等について、当課食中毒被害情報管理室への情報提供をお願いします。
- 3 上記のほか、災害対策において、食品衛生法の運用に関する疑義が生じた場合には、当課まで御連絡ください。

(参考)

- 避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>
- 令和6年能登半島地震にかかる感染症予防対策等について（令和6年1月1日付感染症対策部感染症対策課 事務連絡）
- ノロウイルス予防対策リーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/000838754.pdf>